

社会福祉法人鴨部わかば保育園 役員の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴨部わかば保育園（以下「本会」という。）の役員の費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象者)

第2条 この規定を適用する役員の範囲は、原則として本会の役員にあって、非常勤のものとする。施設長等の常勤者が理事等の職務を兼務するときは、この規定の対象としない。

(費用弁償)

第3条 本会の役員が用務・会議・行事等に出席したときは、交通費等の弁償として1日につき5000円を支給することができる。

2. 費用弁償金の支払いは、その都度又は、数回まとめて支払うものとする。

(旅費)

第4条 本会の役員が用務の為出張した時は、本会の職員に適用する「旅費規程」の定めるところに準じた旅費を支給する。

附 則

この規定は平成23年9月1日から実施する。